

システム理工学部データサイエンス教育プログラム運営委員会設置要綱

2025年3月5日教授会制定

(設置)

第1条 「システム理工学部データサイエンス教育プログラム」について、その内容を不断に見直し、自己点検・評価を行い、プログラムを改善・進化させることを通じてデータサイエンス教育の質を向上させるため、システム理工学部データサイエンス教育プログラム運営委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) システム理工学部データサイエンス教育プログラムの改善・進化のための検討を行い、その結果を改善推進委員会に報告すること。
- (2) システム理工学部データサイエンス教育プログラムの自己点検・評価を行い、その結果を改善推進委員会に報告すること。
- (3) その他必要な事項。

(委員)

第3条 委員会は、委員5名程度で構成する。

- 2 委員は、データサイエンス教育に関する優れた識見を有するシステム理工学部専任教員等から委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教務センターにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。